

# 常用漢字表の改定がもつ意味

三 枝 令 子

## 〈要旨〉

情報化が進展する時代の流れに沿うようにということで、2010年に常用漢字表が改定された。漢字制限の意味合いが強かった当用漢字とくらべると、286字の増加になる。常用漢字の制定以降、漢字表は漢字使用の目安という位置づけだが、実際には、公用文、教育、報道等の分野に及ぼす影響は大きい。書けない漢字、読めない漢字は、表記として意味をなさないし、言葉の表記のしかたは、度量衡と同じく、個人の好みに任せるのでなく統一されていなければ、無用な手間と混乱をもたらす。

〈キーワード〉 改定常用漢字、情報社会と漢字、法令用語改正要領、漢字制限

## 1. はじめに

2010年に常用漢字表が改定された。戦後の漢字表の推移は次のようである。

1946（昭和21）年	当用漢字	1850字
1981（昭和56）年	常用漢字	1945字 = 1850字 + 95字
2010（平成22）年	改訂常用漢字	2136字 = 1945字 - 5字 + 196字

今回改訂された内容には、字数だけではなく、音訓の追加や同訓の使い分けがある。同訓の使い分けというのは、これまで一つの訓には一つの漢字を割り当てていたのを、同じ読みで複数の漢字を使い分けるようにしたものである。たとえば、次のものがそれにあたる。下線が今回加わったもの。

恐れる・畏れる、請う・乞う、書く・描く、張る・貼る、作る・造る・創る、

勤める・務める、混む・込む、早まる・速まる、掛かる・懸かる・架かる・係る、外・他

今回の改定については、すでに多くの論評がある<sup>(1)</sup>。本稿では、漢字表が社会に持つ意味を再考すると同時に、今回の改定については、法律用語の改定を例にとりあげて、改定の問題点を考察し、今後の日本語の表記について考えたい。

## 2. 漢字表は基準か目安か

まず、以下に、当用漢字表と常用漢字表のまえがきをあげる。下線は筆者。

当用漢字表 「まえがき」

この表は、法令・公用文書・新聞・雑誌および一般社会で、使用する漢字の範囲を示したものである。

この表は、今日の国民生活の上で、漢字の制限があまり無理なく行われることをめやすとして選んだものである。

常用漢字表 「前書き」

1 この表は、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安を示すものである。

2 この表は、科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするものではない。

どちらの漢字表にも「目安」という言葉が使われているが、文中での意味は異なる。当用漢字表においては、「めやす」が「目的」に近い意味で使われている。一方、常用漢字表は「漢字使用の目安を示すもの」とあり、文字どおりの意味で使われている。すなわち、当用漢字表は、漢字制限を意図し、常用漢字表は、漢字使用に際しての目安を意図している。今回改定された改定常用漢字表においても、この立場は踏襲されている。改定常用漢字表の「基本的な性格」には、次のように記されている。

改定常用漢字表は、現行の常用漢字表と同じく、法令・公用文書・新聞・雑

誌・放送等，一般の社会生活で用いる場合の，効率的で共通性の高い漢字を収め，分かりやすく通じやすい文章を書き表すための，新たな漢字使用の目安となることを目指したものである。一般の社会生活における漢字使用とは，義務教育における学習を終えた後，ある程度実社会や学校での生活を経た人を対象として考えたもので，この点も現行の常用漢字表と同様である。

当用漢字表は，漢字制限を意図し，常用漢字表は目安を示したと解釈でき，従来そのように評されている。しかし，当用漢字表については，それ以前の，漢字が数多く使われそれが市民のコミュニケーションに様々な意味で支障をもたらしていた戦前，戦中の経験を踏まえて漢字制限に至ったもので，今日からみれば，漢字使用についての基準が示されたとみるべきだろう。それにくらべて，常用漢字表の「目安」を示すという姿勢は，それがひとつの基準として働きえるのかどうか疑問を抱かせる。次の2.1，2.2節でみるように，現実には，公用文，教科書等において，漢字表は，目安にとどまらず基準の役割を果たしていると考えられる。

## 2.1 公用文

改定常用漢字表が施行されたのを受け，平成22(2010)年11月30日付で内閣法制局長官名で「法令における漢字使用等について」<sup>(2)</sup>が出された。この文書は以下の文言で始まる。

「平成22年11月30日付内閣告示第2号をもって「常用漢字表」が告示され，同日付け内閣訓令第1号「公用文における漢字使用等について」が定められたことに伴い，法令における漢字使用等について，次のように定める。」

このように公用文は内閣訓令によって国語施策の順守が義務づけられている。この文言に続き，「法令における漢字使用等について」では，法令における漢字使用について例をあげ細かく論じている。そして，最後に以下の附則がつく。

### 附則

- 1 この決定は，平成22年11月30日から実施する。
- 2 この決定は，法律については次回国会（常会）に提出するものから，政令については平成23年1月1日以後最初の閣議に提出するものから，それぞれ

適用する。

- 3 新たな法律又は政令を起案する場合のほか、既存の法律又は政令の改正について起案する場合（略）にも、この決定を適用する。（以下略）
- 4 署名の閣議に提出される条約については平成23年1月1日以後最初の閣議に提出されるものから、国会に提出される条約（略）については次回国会（常会）に提出するものから、それぞれこの決定を適用する。（以下略）

さらにこの文書は、地方自治体にも通知される。ここでは、「改訂常用漢字表」は「目安」ではなく、従うべき基準となっている。

## 2.2 教育

前川（2011）には、都立高校の入試で、「出題不相当」とされ、受験者全員を正解として扱うことにした問題のあったことが紹介されている。それは、「彩」の訓読みで、必ずしもすべての教科書にこの読みがのっていないからというのである。義務教育においては、学年別に学習すべき漢字が、小学校で1006字、中学校で939字割り当てられている。しかし、『音訓の小・中・高等学校段階別割り振り表』においては、「いろどる」は、高等学校へ割り当てられていたということである。すなわち教育現場においては、漢字表の中身はすべて基本的に学習すべき漢字になることを意味している。

今回、常用漢字表が改定されたのを受け、「常用漢字表改定に伴う学校教育上の対応に関する専門家会議」が開かれ、平成22（2010）年9月29日付で「常用漢字表改定に伴う学校教育上の対応について」（まとめ）（案）<sup>3)</sup>と題する文書が出された。これによれば、中学校の漢字の「読み」の指導については、次のように記載されている。

第1学年「200字程度から300字程度」を「300字程度から400字程度」に改める。

第2学年「300字程度から350字程度」を「350字程度から450字程度」に改める。

第3学年「その他の常用漢字の大体を読む」（学習指導要領上の記述は変更なし）

この記述から、今回追加された約 200 字が、中学校の第 1, 第 2 学年に割りふられることがわかる。この決定を受け、平成 22 (2010) 年 11 月 30 日付で、文部科学大臣政務官名で「常用漢字表の改定に伴う中学校学習指導要領の一部改正等及び小学校、中学校、高等学校における漢字の指導について」<sup>(4)</sup>と題する通知が各都道府県教育委員会等に通知された。ここでも、漢字表は従うべき基準となっている。

### 2.3 新聞

比留間 (2011) によれば、日本新聞協会は、「新聞用語懇談会」の決定に基づき、「新聞用語集」を出すことで用語を統一しているという。この日本新聞協会には、新聞社に限らず、放送・通信の各社が加盟している。報道各社の判断によって若干異なる点はあるようだが、基本的には漢字表に従っている。このことは、新聞においても漢字表が基準となっていることを意味するが、今回の改定に関しては、「200 近くのにぼる追加漢字には、難読のため新聞では読み仮名付きが望ましい字がある、という認識では各社が一致した。」(比留間 (2011)) とある。今回の改定を受けた朝日新聞社 (2010) の『朝日新聞の用語の手引』によれば、朝日新聞の漢字表には、2088 字 (= 改定常用漢字表 2136 字 - 66 字 + 18 字) が採用されている。すなわち、今回の改定には従わなかった部分も小さくはない。読者にわかってもらわなければならないという必要性から、その時の国語施策に従おうとしているものの、外れる部分があったということだろう。『朝日新聞の用語の手引』をみると、新聞社が、漢字表の改定にそのまま従うのではなく、わかりやすい日本語を目指して工夫していることがよくわかる。今回の改定では、同じ読みで複数の漢字を使い分けるようになった。たとえば、「作る」「造る」「創る」に関して、改定常用漢字表自体の説明は以下のようである。

つくる

作る……米を作る。規則を作る。詩を作る。刺身に作る。生け作り。

造る……船を造る。庭園を造る。酒を造る。

創る……新しい文化を創(作る)る。画期的な商品を創(作)り出す。

このルールを見ても、なぜ米は作り、酒は造るのか、判然としない。「新しい記録」や「子ども」だったらどうなるのか、実際の使用場面や教育場面では、漢字表の説明では説明しきれない例は多い。『朝日新聞の用語の手引』には、「作る」「造

る」に、それぞれ「主として規模の小さいものに」「主として規模の大きいものに」という説明とともに多くの用例があげられ、さらに「注」として「「創る」は必要な時以外は使わない。また「街・町づくり」「人づくり」その他、使い分けに迷う場合には仮名書きにする。」という記述がある。こうした具体的使用に即した説明からは、読みやすさ、わかりやすさを求めるならルールが必要であることがわかる。しかし、およそ15万人いるという全盲の人を例に出すまでもなく、こうした使い分けは耳から聞くときには意味を持たない。

以上、公用文、教育、新聞において、漢字表が現実には目安ではなく、従うべき基準となっていることをみた。

以下では、今回追加された漢字のすべてを取り上げることはできないので、法律用語に限って、どのような経緯で改定されたか、どのような問題があるかをみてみたい。

### 3. 法律用語の改訂

今回の改定では内閣法制局が、「毀、鋼、勾、賂、瑕、疵」の6字を表に含める要望を出し、後の二つを除く4字が表内字になった。平成21(2009)年9月8日の第36回国語分科会漢字小委員会の議事録<sup>(5)</sup>によれば、当日の配布資料として内閣法制局から「新常用漢字に追加すべき漢字について」<sup>(6)</sup>と題する資料が配られた。この資料には、総務省の「現行法令検索システム」をもとに漢字の使用法律数及び使用件数を、常用漢字表採用年の昭和57年の前後に分けて調べた結果をもとに、上記の6字については、「今なお法律中に使用される頻度が他の表外漢字に比しとりわけ高く、かつ、いずれも、民法、刑法、刑事訴訟法という基本的な法律中に用いられているものであることから、この際、新常用漢字に追加されるのが適当であると思料する。」とある。表1は、この時の資料につけられた別表2(「現行の法律中においてなお用いられている「表外漢字」(その2)」)と参考資料2(「漢字仮名「交ぜ書き」の状況(その1)」)から、今回の要望に出された6字に関する部分の数字を抜き出したものである。

この表から以下のことが分かる。

- 1 いずれの漢字も、昭和57年以降の使用度数は明らかに減っている。全件数には、昭和57年以降の値が含まれていると考えられるが、それでも「勾」「鋼」の減少

表1 表外漢字の件数

よみ	漢字	全件数	昭和57年後件数		
			使用件数	法律数	使用件数
	表記	法律数	使用件数	法律数	使用件数
こ	鋼	252	750	80	201
ろ	賂	62	260	32	139
こう	勾	31	262	9	32
き	毀	26	70	7	11
	毀損, 毀棄	20	61	7	11
	き損, き棄	40	117	12	19
かし	瑕疵	18	210	6	154

傾向は著しい。

- 2 「毀損」に関して、昭和57年以降、ひらがなを用いた「き損」は漢字の「毀損」表記より増えている。同時に、「き損」の全件数が多いことから、昭和57年以前も「き損」を使っていた例が多いとわかる。ちなみに法律に当たってみると以下のような例がある。(下線筆者)

#### 第百十五条

第七十一条において準用する土地区画整理法(中略)標識を移転し、除却し、汚損し、又はき損した者は、二十万円以下の罰金に処する。(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 昭和五十年七月十六日法律第六十七号)

この法律が制定された昭和50年当時、「毀損」の文字が容易に印刷できなかった可能性も考えられるが、昭和57年以降も「き損」が「毀損」より多く使用されており、定着しつつあるとみることができる。内閣法制局は、本来制定された漢字表が守られることを指導すべき立場にあると考えるが、その機関が「今なお法律中に使用される頻度が他の表外漢字に比しとりわけ高く」という理由で、表外字であったものを表内字にするように求めるのは矛盾してないのだろうか。また、今回の追加理由のもとになったデータは、使用例であって、人が読めるかどうかについては考慮されていない。この点は、今回漢字表全体を改定する際に参考にされた言語デ

一タについても言える。

先の漢字小委員会に戻ると、当日は、事務局からの説明ののち、この回と次の10月23日の第37回国語分科会漢字小委員会<sup>(7)</sup>で、この追加希望字種について意見交換が行われた。意見の中には、「今年から始まった裁判員制度などを考えると、難しい言い方を今後はやさしく言いなおすという方向のほうがよいのではないか」というものもあった。結局、このときは、漢字ワーキンググループの議論に任せることになるが、次の10月23日の第37回国語分科会漢字小委員会において、「瑕疵」の2字を外した第2次試案が出され了承された。

ここで改定表に含まれた「勾留」は、法律学小辞典(2000)には「被告人又は被疑者を拘禁する刑事手続き上の強制処分。未決勾留ともいう。」とある。一方、「拘留」は、「刑法の規定する主刑の1つで、懲役、禁錮とともに自由刑の一種であるが、」と記され、最後に「被疑者又は被告人に対する強制処分である勾留(未決勾留ともいう)と混同してはならない。」とある。同じ読みのために聞いて理解でき

表2 法令用語の異同

当用漢字 法令用語改正要領	常用漢字 法令用語改正要領	改定常用漢字 法令における漢字使用 等について
昭和29(1954).11.25	昭和56(1981).10.1	平成22(2010).11.30
拘留 勾留→拘置	(記述なし)	勾留
破棄 破毀 破棄	破棄 破毀 破棄	破棄 破毀 破棄
賄賂→わいろ	賄賂→わいろ	賄賂
禁錮→禁固*1 禁錮→禁錮*2 (こにふりがな)	禁錮→禁錮 (こにふりがな)	禁錮
瑕疵→きず, 欠陥	瑕疵→きず, 欠陥	瑕疵(ふりがな)
毀損→損傷	毀損→損傷	毀損

\*1 改正要領(1954)「第四(A)かな書きにしても誤解のおこらないことばは、かなで書く。この場合かなの部分に傍点をつけることはやめる。」に記載。

\*2 改正要領(1954)「第四(D)当用漢字表にない漢字を用いた専門用語等であって、他にいいかえることばがなく、しかもかなで書くことができないと認められるようなものについては、その漢字をそのまま用いてこれにふりがなをつける。」に記載。



ない語は「私立」「市立」,「科学」「化学」など多くあるが,「未決勾留」という言い換えもなされてきたのに,今回の改定は,そうした動きに逆行している。ちなみに,新聞では,「新聞はこれまで原則として「棄損」「禁固」「拘置」「わいろ」への書き換え・言い換えを行ってきた(朝日など一部の社は近年,「勾留」を読み仮名付きでそのまま使用)。しかし常用漢字表に入るとなればこうした書き換え・言い換の根拠がなくなるため,検討の結果,「毀損」「禁錮」「勾留」「賄賂」と書くことにした(毀損は読み仮名付き)。(比留間(2011))という。

当用漢字,常用漢字の制定以降,法律用語はかなり言い換えや書き換えが行われ,わかりやすくする努力がはらわれた。それが,表2にみるように,ここで取り上げた漢字に限っても難しい表現が復活したのは,こうしたこれまでの努力を無にするものに思われる。

#### 4. 今回の改定がもたらすもの

以上,漢字表というものが社会でもつ意味を確認し,また,今回の改定について,法律用語を取り上げて個別に検討した。以下では,今後の日本語の表記を考える上で,今回の改定がどういう意味を持つかについて考える。

##### 4.1 情報処理の進歩と漢字

今回の改定は,平成17(2005)年に文部科学大臣から以下の諮問<sup>(8)</sup>があり,改定作業が始まった。その諮問には,以下の理由が挙げられている。

種々の社会変化の中でも,情報化の進展に伴う,パソコンや携帯電話などの情報機器の普及は人々の言語生活とりわけ,その漢字使用に大きな影響を与えている。このような状況にあって「法令,公用文書,新聞,雑誌,放送など,一般の社会生活において,現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安」である常用漢字表(昭和56年内閣告示・訓令)が,果たして,情報化の進展する現在においても「漢字使用の目安」として十分機能しているのかどうか,検討する時期に来ている。

ここには,情報社会になったから漢字を増やしても大丈夫という論理があるように思われる。これに対して筆者は,容量の多さが漢字数を増やしてよいことにはつ

ながらないと考える。西垣（2001）は、「保存・伝達・処理といったコミュニケーションの射程と、微妙な言葉のニュアンスとの間には、本質的に両立不能という関係があり、どこかで必ずバランスをとらなくてはならないのである。これはコンピュータの記憶容量や処理能力がいくら向上しても永遠に解決されない。」と述べ、技術が発展しても文字数を増やしてもいいことにはつながらないと主張する。最近のグーグル辞書のように、利用者が使う語がネットによって、その辞書の語彙出現の順番に反映されるようになると、漢字を使う頻度が高くなればますますその漢字が使われやすくなるという循環が起り、システムの漢字を使わない方向へは進んでいかない。画面に出力された漢字を見て、こんな漢字は使う必要がないと意識的にひらがなを選ぶ努力をしない限り、漢字を使うのが容易である。しかし、コンピュータの利用が進むことによって、書けない漢字、読めない漢字は増えている。漢字を増やすことは、結局識別できない漢字を増やすことになる。

## 4.2 教育

先に述べたように、漢字表の改定は、直接教育にも影響する。今回、「常用漢字表」の「基本的な考え方」には、「学校教育における漢字指導」という項目がある。そこには以下のように記されている。

現行常用漢字表の「答申前文」に示された以下の考え方を継承し、改定常用漢字表の趣旨を学校教育においてどのように具体化するかについては、これまでどおり教育上の適切な措置にゆだねる。

ここには「教育上の適切な措置」とあるが、すでにみたように、学校教育では改定常用漢字表に記載された漢字を導入することが求められる。松村（2010）は、義務教育段階においては、単に漢字を覚えることが求められるのではなく、その漢字を用いて思考力、表現力をどのように養っていくかが重要であると述べたうえで、上の記述について、「この言及が、常用漢字と学校教育で習得すべき漢字とはまったく別の問題であるという誤解も生じさせているような気がしてならない。」と述べている。これは、たとえば、俗に憲法漢字と呼ばれている漢字を表に含める必要があったのか、という疑問にもつながる。人は大人になると、漢字を覚えるために払った努力や本を読むときに漢字が分からずつかえつかえ読んだことを忘れてしまう。松村（2010）は、「義務教育期の漢字指導の大きな目的は、様々な個性を

持った児童生徒のすべてに、生きる力の基盤となる語句・語彙を形成する漢字力を育成することである。そのために常用漢字表は、中学生にとっての到達可能な目標であってほしいと思うのだ。」と述べ、今回の改正がその流れから遠のいたという危惧を示している。

### 4.3 外国語としての日本語

田中（2011）は、「今世紀中に世界の言語のうちの半数が消え去ると予想され、また生きのびた言語たちも激しい競争の場に立たされて」おり、「世界じゅうのどんな言葉も外国人の参加なしには生きのびられない」という。米國務省の一機関である Foreign Service Institute<sup>(9)</sup>によれば、英語母語話者にとって日本語は、もっとも学習時間を要する言語の一つになっている。5段階のうちレベル3に到達するのに、五つに分けられた言語群のうち、もっとも時間を要しない言語では23、24週間575-600時間で到達するのに対し、日本語は最も時間を要する言語（88週間2200時間）として、中国語、韓国語、アラビア語と並べられ、かつその中でももっとも難しいとされている。ここにあげられた外国語は、いずれも表記が難しいものと考えられるが、同じ漢字を使いながら日本語だけにアスタリスクがついて、特に難しいとされているのは、漢字の読みが一義的に決まっていな点大きいと考えられる。ヒダシ（2011）は、ヨーロッパで日本語学習者が少ない理由として、ヨーロッパがとっている言語政策のほかに、中国語の言語教育への参入と日本語学習の難しさをあげている。そして、今回の改定について「これまでの1945字の習得ですら問題であったのに、これに追い討ちをかけるように常用漢字の数が増やされ、また新たなチャレンジを強いられることになった」と述べている。表記の面では日本語に比べて学習容易な英語でも Plain English という英語の簡易化がすすめられている<sup>(10)</sup>。これは、1970年代後半に米国、英国で、移民に配慮して始まり、「文章を短くする」「能動態を用いる」「専門用語を避ける」といった方法によって、簡略な文章によるコミュニケーションを目指そうとしている。

## 5. おわりに

中国は、日本以上に漢字による文化財を持っており、また、昨今技術の進歩が目覚ましいが、その中国が漢字の簡略化を行っている。日本語がこのままでは孤立していくことはすでに多くの先達が指摘している。たとえば、梅棹（1972：204）は、

次のように述べている。

日本の社会は、工業の時代から情報産業の時代へと、しだいに移行しつつある。情報の爆発的増加につれて、情報処理の問題が、社会の根幹にふれた問題となってくる。さまざまな情報機械が展開し、社会はひとつのマン・マシン・システム<sup>(11)</sup>とよばれる、あたらしいシステムをつくるようになる。そのときに、かけない言語、よめない文字では、どうしようもない。音声言語と文字言語の変換ができないような文字システムでは、どうしようもないのである。

文字は言葉であり、言葉の自由な使用を制限してよいのか、という主張がある。そう考えれば、表記にルールはいらないということになる。しかし、そうはいかない。個人が個人的に書くモノは、どういう表記を使おうと読めない人は読まなくていいと言えるが、公文書、教科書、新聞は、みんなが読めるものでなければならない。本論で見てきたように、漢字表は規制の働きをしている。しかし、現実には、常用漢字表以降、目安を示すという立場をとることによって、ルールの意味合いが弱まり、それが漢字表自体を軽視する風潮につながっているように思われる。一方で、コンピュータの発達により、ますますそれに掉さすのが難しくなっている。しかし、「自分の子どもの名前に好きな名前を付けさせないのか」といった論に押され人名漢字制限を緩めたことにより、私たちは、人を識別すべき名前が読めなくなっているという現実がある。重さ、長さ等の度量衡が統一されていなければ社会生活が成り立たないのと同じで、表記にもルールが必要不可欠であり、また、それを守ろうと努力すべきである。「漢字制限」が「言語表現の自由を奪う」ことにつながると考えていては問題は解決しない。表記改革はトップダウンで行われたい限り成功しないと思われるが、人々が議論し、合意が醸成されない限り、そのトップダウンの判断も下されにくいと考える。

## 注

1. たとえば、『日本語学』7月号2010特集「常用漢字は、どこで習うか、教えるか」、『日本語学』8月号2010特集「新しくなる「常用漢字表」とは」、『国文学 解釈と観賞』1月2011特集「いま、漢字は」など。
2. 平成22(2010)年11月30日付「改正要領」  
<http://www5d.biglobe.ne.jp/Jusl/Bunsyo/BunHoureiH22.html>

3. 平成 22 (2010) 年 9 月 29 日付「常用漢字表改定に伴う学校教育上の対応について」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/076/toushin/1298254.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/076/toushin/1298254.htm)
4. 平成 22 (2010) 年 11 月 30 日付「常用漢字表の改定に伴う中学校学習指導要領の一部改正等及び小学校, 中学校, 高等学校における漢字の指導について」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1299787.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1299787.htm)
5. 平成 21 (2009) 年 9 月 8 日第 36 回国語分科会漢字小委員会議事録  
[http://www.bunka.go.jp/kokugo\\_nihongo/bunkasingi/kanji\\_36/pdf/gijiroku.pdf](http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/bunkasingi/kanji_36/pdf/gijiroku.pdf)
6. 内閣法制局「新常用漢字に追加すべき漢字について」  
[http://www.bunka.go.jp/kokugo\\_nihongo/bunkasingi/kanji\\_36/pdf/shiryo2.pdf](http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/bunkasingi/kanji_36/pdf/shiryo2.pdf)
7. 平成 21 (2009) 年 10 月 23 日第 37 回国語分科会漢字小委員会議事録  
[http://www.bunka.go.jp/kokugo\\_nihongo/bunkasingi/kanji\\_37/pdf/gijiroku.pdf](http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/bunkasingi/kanji_37/pdf/gijiroku.pdf)
8. 文部科学大臣諮問 (平成 17 年 3 月 30 日)  
[http://www.bunka.go.jp/kokugo\\_nihongo/bunkasingi/kokugo\\_29/shiryo\\_4.html](http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/bunkasingi/kokugo_29/shiryo_4.html)
9. Effective Language Learning  
<http://www.effectivelanguagelearning.com/language-guide/language-difficulty>
10. Plain English Handbook <http://www.sec.gov/pdf/handbook.pdf>
11. マン・マシン・システム「ある目的を遂行するための, 人間と機械・装置との組み合わせ。相互の長所・特徴を生かした役割分担・調和などを考慮して適切に機能するように構成する。」(松村明編『大辞林』1992 第 21 刷 三省堂)

## 参考文献

- 朝日新聞社用語幹事 (2010)『朝日新聞の用語の手引』朝日新聞出版
- 梅棹忠夫 (1972)「現代日本文字の問題点」『日本文化と世界 論集・日本文化 2』梅棹忠夫 + 多田道太郎 講談社
- 金子・新堂・平井編 (2000)『法律学小辞典』第 3 版 有斐閣
- 田中克彦 (2011)『漢字が日本語をほろぼす』角川マーケティング
- 友安亮一編述 (1960)『文書統計事務提要 文書編』第一法規
- 比留間直和 (2011)「新聞表記と常用漢字改定」文字研究会『Ronsyu Moji [論集文字]』No. 1
- 文化庁 (1991)『公用文の書き表し方の基準 (資料集)』増補版 第一法規
- 前川孝志 (2011)「国語教育の現場から改定常用漢字表を考へる」文字研究会『Ronsyu Moji [論集文字]』No. 1
- 松村由紀子 (2010)「改定常用漢字表と学校教育における漢字指導——中学校での指導を中心に——」『日本語学』8 月
- 西垣通, ジョナサン・ルイス (2001)『インターネットで日本語はどうか』岩波書店
- ユディット・ヒダシ (2011)「ヨーロッパにおける日本語教育と漢字・漢語」『国文学 解釈と観賞』76 巻 1 号 ぎょうせい